

## いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

### I 学校いじめ防止基本方針

#### 基本方針1 いじめを「防ぐ」

##### (1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」の活用

##### (2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実（6月）  
意見交換会の実施  
内容項目B「人との関わりに関すること」
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進
- ③ 学校の教育目標「思いやりのある子」に基づき、互いを認め、尊重する取組を推進
- ④ 「いじめに関する授業」の年間3回以上の実施
- ⑤ ふれあい月間（いじめ防止強化月間6・11・2月）にSNSルールの構築、ふわふわ言葉、あいさつ月間等の取組を実施
- ⑥ 「SOSの出し方に関する教育」の推進

##### (3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう、体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

子どもたち自身によるいじめ防止の取組を実施する。

##### (4) 家庭や地域と連携した未然防止の取組

いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係機関（保護教代表、町田警察、八王子児童相談所、スクールソーシャルワーカー（SSW）、民生児童委員、保護司等）と一体となってより組んでいく。

## 基本方針2 いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、軽微ないじめも見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

### (1) 実態把握

#### ① 「心のアンケート」の毎月実施・結果の活用

「いじめ対応チーム」(P.4参照)を週1回定例開催・必要に応じて臨時開催

#### ② 「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」上巻P.94

教職員向けチェックリストの活用

#### ③ 5年 Hyper-QUの活用、スクールカウンセラーによる全員面接

#### ④ 長期休業前後での生活指導からの話

#### ⑤ 子どものchromebookにブックマーク登録されているチャット相談窓口「スクールサイン」の周知

### (2) 教育相談

相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり

## 基本方針3 いじめから「守る」

### (1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、迅速かつ適切に対応する。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に、迅速な指導を行う。解決に向けては、「いじめ対応チーム」を開き、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、継続的に3ヶ月間以上見守る。

### (2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。

#### ① スクールロイヤー (町田市教育委員会)

#### ② いじめ対応サポートチーム (指導課)

#### ③ スクールソーシャルワーカー (教育センター)

#### ④ 保護司、民生・児童委員、子供家庭支援センター

#### ⑤ 町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所

## II いじめ対応の具体的な取組

町田市立小川小学校

初期対応の流れ	取組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級担任、教職員による観察</li> <li>○子ども・保護者の訴え</li> <li>○「心のアンケート」</li> <li>○教育相談</li> <li>○外部からの情報</li> <li>○発見者及び認知者は、「いじめ対応チーム」に報告</li> </ul>
<p>3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを組織で全力を 尽くして守る。」 と伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報</li> <li>○当該の子ども、関係者からの聞き取り               <ul style="list-style-type: none"> <li>□話しやすい人や場所等の配慮</li> <li>□複数の教職員で聞き取り</li> <li>□情報提供者の秘密を厳守</li> </ul> </li> <li>○関係保護者へ連絡・説明</li> </ul>
<p>4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめ対応チーム」の会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担)</li> <li>○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム (指導課)、スクールソーシャルワーカーとの連携</li> </ul>
<p>5 子どもへの指導及び 保護者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた子どもへ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。</li> <li>○いじめた子どもへ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。</li> <li>○周りの子どもへ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。</li> </ul>
<p>6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</li> <li>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。</li> <li>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</li> <li>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</li> </ul>

### Ⅲ いじめ対応の組織

町田市立小川小学校

#### いじめ対応チーム

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

校長	○	副校長	○	生活指導主任	○
主幹教諭	○	養護教諭	○	スクール カウンセラー	○
教育相談担当 (特別支援教育コーディネーター主任)	○	当該学級担任	○	関係教員	○
学年主任	○				

※必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカー、保護教代表、児童相談所、民生児童委員、保護司、スクールサポーター（警察）、子ども家庭支援センター等と連携する。

#### 小川小学校 いじめ対応チーム 組織図

